

各指定訪問介護事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局介護保険課
介護サービス担当課長

**令和7年度後期分「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への
提供割合90%以上)」に係る届出について(通知)**

令和6年度介護報酬改定において、訪問介護事業所における同一建物減算に、「12%減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)」が新設されました。

訪問介護事業所は、毎年度2回、12%減算に該当するか計算し、該当した事業所は届出を行い、減算適用期間中に12%減算の適用を受けることとなっております。

つきましては、添付資料を必ずご確認ください、減算に該当する事業所は、下記のとおり令和7年度後期判定期間分の届出をご提出ください。

記

1 添付資料一覧

- (1) 別添1 訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)の取り扱いについて
- (2) 別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート
- (3) 別添3 Q&A一覧

2 届出書類(減算に該当する事業所のみ提出してください)

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届出
- (3) 別紙1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (4) 別紙6 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書
- (5) 正当な理由がある場合は、当該理由を示す挙証資料
- (6) 別添2 同一建物減算(12%減算)における確認フローチャート

※提出書類様式については、北九州市ホームページの下記の場所に掲載しています。

北九州市ホームページトップページの右上にある「 サイト内検索」→「ページ番号検索」を選択し、半角数字で「000173711」を入力し検索→「訪問介護事業所における同一建物減算(12%減算)について」 1 様式等 に掲載しています。

3 提出期限

令和8年3月13日(金曜日) 必着

次項へ続く

4 届出方法

「電子申請・届出システム」、または、「紙申請」にて届出を行ってください。

【電子申請・届出システムで届出の場合】

北九州市公式ホームページ（ホームページ番号「000174317」）から、電子申請を行ってください。

届出は、サービス種別ごとに、介護給付費算定の届出（いわゆる加算届）が必要ですので、訪問介護、予防給付型訪問サービス、それぞれで届出を行ってください。

※「電子申請・届出システム」のログインには、GビズIDが必要です。詳しくは、上記の北九州市公式ホームページをご確認ください。

【紙申請で届出の場合】

下記の提出先まで、郵送または持参してください。

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（TEL 093-582-2771）

北九州市保健福祉局 介護保険課 居宅サービス係（同一建物減算担当宛）

5 留意事項

- (1) 全ての訪問介護事業所は、必ず、「別添1 訪問介護事業所における同一建物減算（12%減算）の取り扱いについて」、「別添2 同一建物減算（12%減算）における確認フローチャート」及び「別添3 Q&A一覧」を確認し、手続きを行ってください。
- (2) 全ての訪問介護事業所は、作成した「別添2 同一建物減算（12%減算）における確認フローチャート」を、事業所で5年間保存してください。運営指導等で確認させていただく場合もあります。
- (3) 計算の結果、12%減算の該当（提供割合90%以上）になった事業所で、正当な理由がある場合は、当該理由が分かるものを提出書類一式とともに提出してください。
なお、北九州市が当該理由を不相当と判断した場合は減算を適用します。
※正当な理由として考えられる理由の例
 - a) 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
 - b) 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
 - c) その他正当な理由と北九州市長が認めた場合
- (4) 後日、減算に該当することが判明した場合は、減算分を過誤処理等していただくこととなります。
- (5) 提出予定の事業所で、期限までに提出が困難な場合は、提出期限（令和8年3月13日）より前に、担当課までご相談ください。

【担当課】

北九州市保健福祉局
介護保険課 居宅サービス係
TEL 093-582-2771